

平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則

特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百一十四号)第十二条、第十七条第三項及び第十八条第二項の規定に基づき、並びに特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)及び同令を実施するため、東日本大震災復興特別会計事務取扱規則を次のように定める。

(総括部局長の指定の通知)

第一条 復興大臣は、特別会計に関する法律施行令(以下「令」という。)第十二条に規定する総括部局長の指定をした場合には、遅滞なく、その旨を衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び他の所管大臣(特別会計に関する法律(別表第二において「法」という。)第二百二十三条第一項の内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

(所管部局長の指定の通知)

第二条 所管大臣は、令第十七条第三項に規定する所管部局長の指定をした場合には、遅滞なく、その旨を復興大臣に通知しなければならない。

第三条 所管部局長(前条第一項の規定により指定された所管部局長をいう。以下同じ。)は、令第十二条に規定する歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書及び歳入歳出決定計算書に記載すべき事項を明らかにした書類を作成し、別表第一に掲げる期限までに、総括部局長(第一条の規定により指定された総括部局長をいう。以下同じ。)に送付しなければならない。

第四条 合第十二条に規定する会計全体の計算に関する書類で所管大臣の定めるものは、別表第二の上欄に掲げるものとする。

第五条 所管部局長は、前項に規定する書類に記載すべき事項を明らかにした書類を作成し、別表第二の下欄に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

(徵収済額集計表及び支出済額集計表の様式)

第六条 合第十七条第三項に規定する支払済額集計表及び令第十八条第二項に規定する支出済額集計表の様式は、それぞれ別紙第一号書式及び第二号書式によるものとする。

(徵収済額集計表及び支出済額集計表の送付期限)

第七条 合第十七条第三項及び第十八条第二項に規定する所管大臣の定める期限は、毎月二十日とする。

(原簿科目及び補助簿科目)
2 令第二十六条第二項に規定する原簿に記載する科目は、別表第三に掲げるものとする。
第六条 令第二十六条第二項に規定する補助簿に記載する科目は、復興大臣が定める。
(情報開示に関する書類)
第七条 所管部局長は、令第三十四条第一項及び第三項に規定する書類に記載すべき事項並びに令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる情報を関する事項を明らかにした書類を作成し、別表第四に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。
(支払元受高の配分及び返還)

第八条 所管部局長は支払元受高の配分を受けようとする場合には、別紙第三号書式による支払元受高配分請求書により総括部局長にその配分の請求をしなければならない。
2 総括部局長は、前項の規定により請求を受けた場合には、支払元受高を、別紙第四号書式による支払元受高配分通知書により所管部局長に配分するものとする。
3 所管部局長は、必要がある場合には、前項の規定により配分された範囲内で、支払元受高を、別紙第四号書式による支払元受高配分通知書により予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百

六十五号。別表第一及び別表第二において「予決令」という。)第一条第二号に規定する官署支出官(次項及び第五項において「官署支出官」という。)に配分するものとする。

4 官署支出官は、毎会計年度、前項の規定により配分を受けた支払元受高のうち、年度内に支出を終わらなかつたものがある場合には、これを別紙第五号書式による支払元受高を集計し、これを別り、翌年度の五月六日までに、所管部局長に返還しなければならない。

5 所管部局長は、前項の規定により官署支出官から返還を受けた支払元受高を算定し、これを別紙第五号書式による支払元受高返還通知書により、当該翌年度の五月十日までに、総括部局長に返還しなければならない。

別表第一(第三条第一項関係)

歳入歳出予定計算書等に記載すべき事項を明らかにした書類

一 歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書に係る書類

二 歳入歳出決定計算書に係る書類

三 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七条第二項に規定する歳入、歳出、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積りに関する書類

四 令第九条第一項に規定する歳入歳出予定額各目明細書

五 予備費の使用を必要と認める理由、金額及び積算の基礎を明らかにした財政法第三十五条第二項に規定する調書

六 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

七 財政法第四十三条第一項に規定する繰越計算書

八 財政法第四十三条第三項に規定する繰越しに係る通知書

九 法第九条第二項第一号に規定する債務に関する計算書

十 物品管理法(昭和三十一年法律第二百三号)第三十七条规定する調書

十一 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第二百四十四号)第三十九条に規定する債権の毎年度末における増減及び毎会計年度末における現額の報告書

十二 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

十三 予備費の使用を必要と認める理由、金額及び積算の基礎を明らかにした財政法第三十五条第二項に規定する調書

十四 予決令第十七条に規定する移用又は流用を必要とする理由、科目及び金額を明らかにした書類

十五 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

十六 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

十七 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

十八 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

十九 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

二十 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

二十一 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

二十二 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

二十三 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

二十四 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

二十五 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

二十六 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

二十七 予備費をもつて支弁した金額についての財政法第三十六条第一項に規定する調書

二十八 予算が国会に提出された日の翌日

二十九 前年度の八月十五日

三十 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

三十一 翌年度の七月二十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

三十二 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

三十三 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

三十四 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

三十五 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

三十六 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

三十七 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

三十八 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

三十九 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十一 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十二 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十三 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十四 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十五 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十六 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十七 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十八 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

四十九 翌年度の七月十五日。ただし、財務省所管分については、翌年度の七月二十日。

五十 別表第三(第六条第一項関係)

借方科目

租税

別紙第1号書式（第4条関係）

徴収済額集計表

年度東日本大震災復興特別会計

省所管 年 月分

科 目	摘 要	徴収決定済額		収納済歳入額		不納欠損額		収納未済歳 入 額	備 考
		本 月 分	本 月 ま での累 計	本 月 分	本 月 ま での累 計	本 月 分	本 月 ま での累 計		
何(款)		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	現金払込仕訳
何(項)		0	0	0	0	0	0	0	前月までの払込未済 0
何(目)		0	0	0	0	0	0	0	本月中現金領収額 0
何(目)		0	0	0	0	0	0	0	本月中現金払込高 0
何(項)		0	0	0	0	0	0	0	翌月へ越高 0

年 月 日

総括部局長宛

所管部局長 官職 氏 名

備考

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。
- 2 この報告書には、日本銀行の月計突合表の写しを添付するものとする。
- 3 最終ページに(項)の合計を付すものとする。

別紙第2号書式（第4条関係）

支出済額集計表

年度東日本大震災復興特別会計

省所管 組織 年 月分

科 目	支払計画示 達額本月ま での累計	支 出 済 額						備 考
		本 月 分	本 月 れ い入額	本 月 科 目 等 更正額	本 月 分 差引計	前 月 ま の 差引額	差引額	
何(組織)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何(項)	0	0	0	0	0	0	0	
何(目)	0	0	0	0	0	0	0	
何(目)	0	0	0	0	0	0	0	

年 月 日

総括部局長宛

所管部局長 官職 氏 名

備考

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。
- 2 最終ページに(項)の合計を付すものとする。

別紙第3号書式 (第8条第1項関係)

第 年 月 日 号

総括部局長宛

所管部局長 官職 氏名

支払元受高配分請求書

下記のとおり支払元受高の配分を請求する。

記

年度東日本大震災復興特別会計

配分請求額 _____ 円

区分	金額	備考
今回請求額	円	
前回まで計		
合計		

備考 用紙の寸法は、日本産業規格A4列4とする。

別紙第4号書式 (第8条第2項及び第3項関係)

第 年 月 日 号

所管部局長 (官署支出官) 宛

総括部局長 (所管部局長)
官職 氏名

支払元受高配分通知書

下記のとおり支払元受高を配分する。

記

年度東日本大震災復興特別会計

_____ 円
備考 用紙の寸法は、日本産業規格A4列4とする。

別紙第5号書式（第8条第4項及び第5項関係）

第 号
年 月 日

所管部局長（総括部局長）宛

官署支出官（所管部局長）

官職 氏名

支払元受高返還通知書

下記のとおり支払元受高を返還する。

記

年度東日本大震災復興特別会計

_____円

備考 用紙の寸法は、日本産業規格A4列4とする。